

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十九号

鳥取県漁業権証券資金化協議会規程

(設置及び目的)

第一條 漁業制度改革の経済的裏付の一助として漁業権証券の資金化を促進し漁業権証券が消費方面に浪費されることを防止し、これを漁業改革による経営代替乃至は合理化に必要な資金の調達に資せしめるため、鳥取県漁業権証券資金化協議会（以下「協議会」といふ。）を置く。

第二條 協議会は、前條の目的を達成するため知事の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 漁業協同組合等（漁業生産組合及び漁業者を含む。以下同じ。）の樹立した漁業証券資金化計画並びにこれに基づく具体的施設計画に関する事項

- 二 漁業協同組合等の保有する漁業権証券の具体的資金化の方法に関する事項

- 三 漁業権証券の散逸防止に関する事項

目次

- ◇規則 鳥取県漁業権証券資金化協議会規程
- ◇告示 建築代理業者の登録
米子市計量器定期検査実施
保険医の指定
保険医の異動
保険医の取消
建設業者の登録まつ、消
建設業者の登録変更
建設業者の登録変更
保険医の取消

規則

鳥取県漁業権証券資金化協議会規程をここに公布する。

昭和二十七年七月一日

- 四 漁業権証券資金化促進に関する事項
 - 五 その他目的達成のために必要な事項
 - 2 協議会は、前項の調査審議に当り必要な調査を行い、又は関係者に対して出席を求めてその意見をきき若しくは必要な資料の提出を求めることができる。
 - 3 協議会は、必要があると認めるときは、第一項各号に掲げる事項に関し、知事その他に意見を述べることができる。
- (組織)
- 第三條 協議会は、委員十五人以内をもつて組織し、次に掲げるものの中から知事が委嘱する。
- 一 県漁業協同組合連合会の役員
 - 二 県信用漁業協同組合連合会の役員
 - 三 漁業協同組合の役員
 - 四 金融機関の役員
 - 五 官公吏(県の職員を除く。)並びに学識経験者
- 第四條 協議会に委員の互選による会長及び副会長各一名を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときはその職務を代理する。
 - 第五條 委員の任期は、二年としこれに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (幹事)
- 第六條 協議会に幹事若干人を置き、知事が任命又は委嘱する。
- 2 幹事は、会長の命を受け会務を掌る。
- (会議)
- 第七條 協議会の会議は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができなす。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (庶務)
- 第八條 協議会の庶務は、農林部水産課において処理す

る。

(施行規定)

第九條 この規則に定めるものほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十四号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年六月二十五日登録した。

昭和二十七年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	現本	住所	事務所所在地	業務管理者
年月日			氏名	

245 昭和27.6.25 鳥取県八頭二郡散岐 鳥取市鍛冶町三一級建築
 村大字佐貫二二〇一 五K矢野組山士
 右ノ一 陰出張所
 同 一級建築士事務所 竹本吉之介
 所 岸本 正義

鳥取県告示第三百二十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百三三條の規定により、米子市の計量器定期検査(体温計の検査を除く。)を次のように実施する。

昭和二十七年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、日時 昭和二十七年七月十四日から
 同 年七月二十一日まで
 毎日午前九時から午後四時を以て
- 二、場所 米子市各計量器特設検査場
- 三、区域 米子市内全部(日別検査区域は米子市長の公示による。)
- 四、その他 計量法第四百三三條但書の規定により所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期日を昭和二十七年七月一日から七月末日までとする。

鳥取県告示第三百二十六号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名称	所在地	氏名	指定年月日
精神科	精神科鳥取	鳥取市吉方二幡	敏夫	昭和二十七年四月十六日
精神科	保養院	五ノ一		
産科	協田医院	米子市中町一	協田收吉	六月一日
婦人科		二二三		

鳥取県告示第三百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名称	所在地	氏名	異動年月日
齒科	大西	米子市角盤	米子市東倉	昭和二十七年四月二十三日
齒科	大西	一丁目八	吉町一三四	
小児科	山口	岩美郡岩井	鳥取市支好	
小児科	山口	二町岩井四五	町二〇ノ二	
内科	馬淵	東伯郡浦安	鳥取市西町	
内科	馬淵	町浦安	一八六	
内科	馬淵			六月一日
診療科名	診療所名称	所在地	氏名	取消年月日
				六月一日

鳥取県告示第三百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次の通り取消した。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百二十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
鳥取県知事登録（ろ）第 四八号	昭和二十六年十月二十日	田平組	東伯郡赤碕町大字赤碕一、〇三九	田平 壽	昭和二十七年六月十二日

鳥取県告示第三百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定に

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年六月十七日変更登録した。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録（ろ）第一二六号	昭和二十六年十二月十六日	株式会社中国水道工	旧鳥取市東品治町一八	鈴木亀雄
		新	品治町一三五	

鳥取県告示第三百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年六月十二日変更登録した。

昭和二十七年七月一日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号 又は名称 主たる営業所の所在地 申請者名

鳥取県知事 昭和二十六年十月十八日 森下工務所 旧岩美郡倉田村大字田通寺 新鳥取市吉方 森下鹿藏 第一〇号

鳥取県告示第三百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取消した。

昭和二十七年七月一日

鳥取県知事 西尾愛治

診療所 取消事由 氏名 年 月 日

齒科 前田東伯郡南谷村大鳥居

健康保険法第四十三條ノ四第三項及び船員保険法第二十八條ノ四第二項ノ規定による。 前田正連 昭和二十七年六月一日

昭和二十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取